



シンガポール日本人会
The Japanese Association,
Singapore

120 ADAM ROAD SINGAPORE 289899

TEL: 6468 0066

FAX: 6469 6958 (GENERAL OFFICE)

南十字星広告の御案内

シンガポール日本人会では月刊会報誌「南十字星」の広告を募集しています。南十字星は、日本人会の行事のお知らせや報告、講座案内、読み物記事などが掲載されている会報誌で、毎月会員の手元に郵送で届けられます。皆様のお問い合わせをお待ちしております。

広告に関するお問い合わせ先

Ms Tan May Lin

Tel: 6591 8130

E-mail: maylin_t@jas.org.sg

(英語での対応になります。)



広告掲載誌について

会報誌名	南十字星
発行人	シンガポール日本人会
仕様	A4判 21cm (横) x 29.7cm (縦)
総頁数	約40頁
発行形態	月刊・毎月1日発行
発行部数	6,500部
読者数	日本人会会員 14,700名
配布対象	日本人会 法人会員・正会員・会友、日本・シンガポール関係諸団体

広告掲載までのスケジュール

広告掲載のご予約期限：発行月の2ヵ月前の15日

広告原稿のご提出期限：発行月の1ヵ月前の5日

例：2021年3月号に掲載予定の場合

- 広告掲載のご予約期限：2021年1月15日まで
- 広告原稿のご提出期限：2021年2月5日まで
(期日が週末やシンガポールの祭日にあたる場合は翌平日)



シンガポール日本人会 The Japanese Association, Singapore

120 ADAM ROAD SINGAPORE 289899

TEL: 6468 0066

FAX: 6469 6958 (GENERAL OFFICE)

広告料金について

掲載場所	サイズ	刷色	1回掲載	6回掲載	12回掲載
指定頁 表紙 2	1 頁	4 色(カラー)	S\$2,100	S\$1,900	S\$1,700
	1 頁	4 色(カラー)	S\$1,900	S\$1,700	S\$1,500
	1 頁	4 色(カラー)	S\$2,400	S\$2,200	S\$2,000
普通頁 中面	1 頁	4 色(カラー)	S\$1,300	S\$1,250	S\$1,200
	1/2 頁	4 色(カラー)	S\$1,100	S\$1,050	S\$1,000
	1/4 頁	4 色(カラー)	S\$600	S\$550	S\$500

差し込み広告：A4（折りたたみ不可） 30 グラムまで S\$0.70（1枚につき）

1. 料金はシンガポールドルです。
2. 上記金額にGSTが加算されます。
3. 特色使用の場合は、別途料金が加算されます。
4. 広告料金のお支払は1回目のみ予約時のお支払いになります。
5. 上記広告料金は、広告主様から最終デザイン済原稿を受け取った場合の料金です。
6. 広告代理店を通した場合、費用には代理店コミッション（15%）が含まれます。
7. 差し込み広告の場合、エージェントフィーは発生しません。

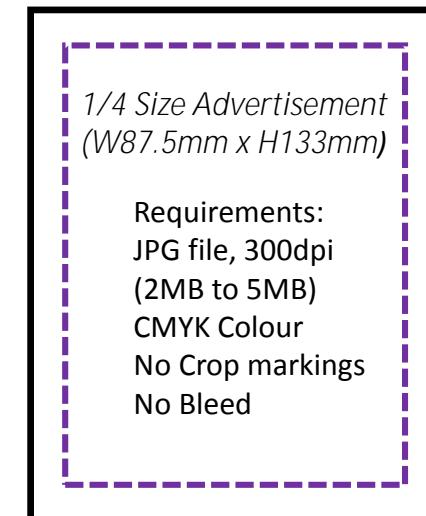
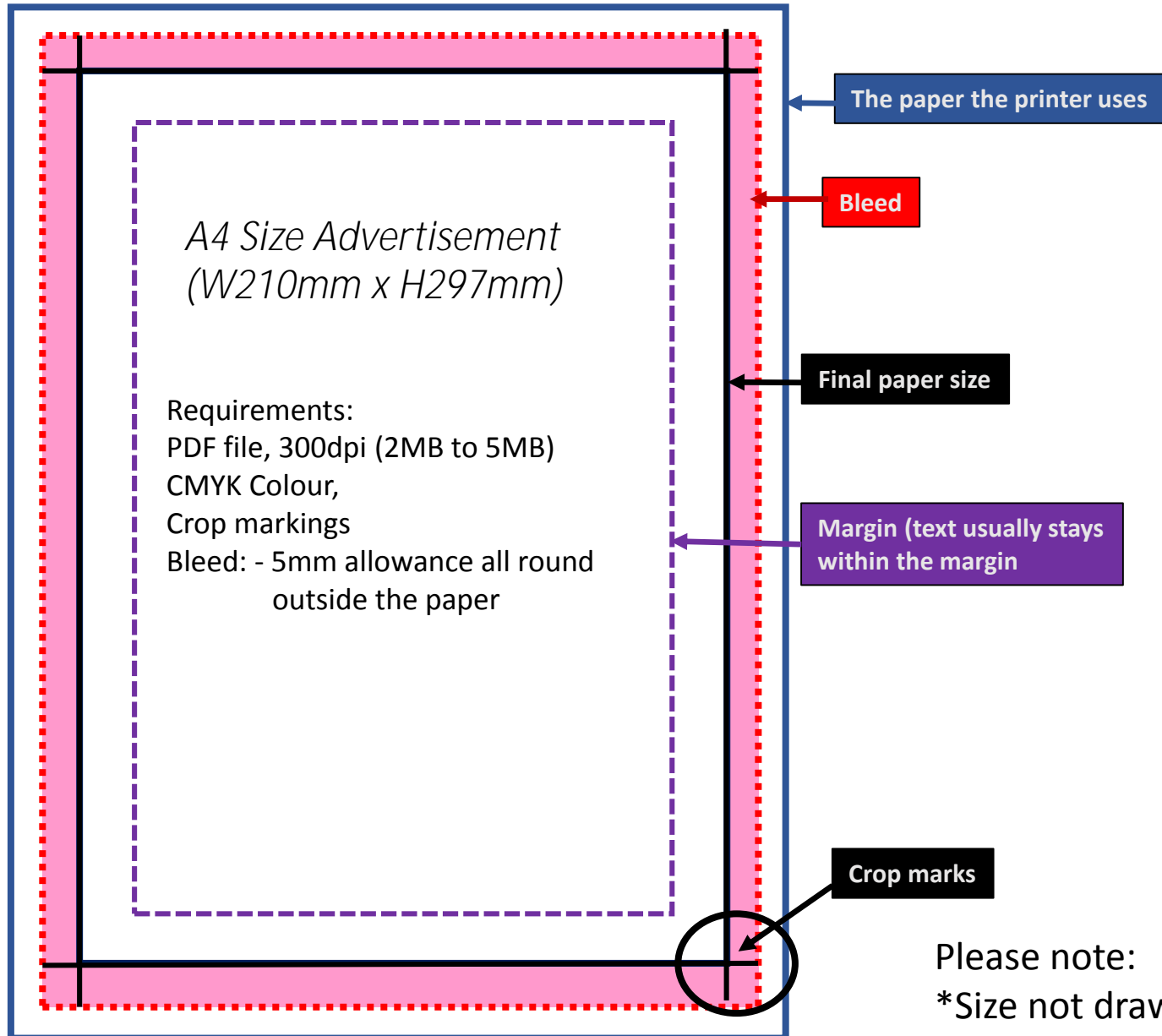
その他

1. 広告原稿は、印刷用に最終デザインされたものをソフトコピーで御提出ください。
2. フルページ（1頁）の場合はPDFファイルでトンボマークをつけてください。
3. 1/2または1/4サイズの場合はJPEGファイル、CMYK カラーで300 dpi（2MB）以上のものをE-mailに添付して御提出ください。広告の寸法、色については、[別紙1 仕様書](#)に従ってください。規定の要件を満たさないアートワークの場合、印刷の品質保証はできません。
4. 翻訳、およびデザインは広告主様方で御用意願います。
5. 広告の最終ページレイアウトは、発行人が行います。
6. 予約締切後のキャンセルはできません。
7. 広告掲載条件の詳細は[別紙2](#)をご参照ください。
8. 広告の掲載承認権限は日本人会広報部に属します。

Newsletter Issue Month for year 2021 発行される月	Booking deadline 2021 予約締め切り日	Advert submission deadline 広告のデータ提出締め切り日
January 2021	15 November 2020	*4 December 2020
February	15 December 2020	5 January 2021
March	15 January 2021	5 February
April	15 February	5 March
May	15 March	5 April
June	15 April	5 May
July	*17 May	*7 June
August	15 June	5 July
September	15 July	5 August
October	*16 August	*6 September
November	15 September	5 October
December 2021	15 October	5 November
January 2022	15 November 2021	*6 December 2021

*rescheduled as date falls on Saturday/Sunday/PH

Southern Cross Advert Size Specifications



Please note:
*Size not drawn to scale

折り込みチラシ広告お申込について

Booking of flyer insertion in the Southern Cross magazine

折り込み（差し込み）チラシのサイズ：

Flyer size requirements:

- A 4 サイズ A4 Size
- A 4 サイズに折った広告（折ったものを必ずご郵送ください）。

As our magazine is of A4 size, advertiser shall fold exceeding A4 size flyers before delivering to our Association.

- A 4 以下。Smaller than A4 size

《重要》〈Important note〉

- **重さは必ず 30 グラム以下でお願い致します。**
Maximum paper weight: 30gms per piece
- 一枚あたり 30 グラムまでの重さで A 4 サイズ、A 4 サイズ以下に折りたたまれた広告は必ず、折りたたんだ状態で郵送をお願い致します。こちらでは折りたたみは致しませんので、ご注意をお願い致します。
Advertiser shall submit flyers equivalent or smaller than A4 size. We do not provide folding service.
- 広告デザインは日本人会ではいたしません。出来上がった広告をご郵送ください。
We do not provide artwork design service. Please deliver final printed flyers.

カラー印刷、白黒印刷に係らず、**費用は 1 枚（30 グラム）につき S\$0.70+GST**

（例）6800 部注文の場合：6800 × S\$0.70=S\$4760+GST

Cost : S\$0.70 + 7% GST per piece (regardless of colour or black/white flyer)

For example: insertion of 6800 pieces of flyer: 6800 x S\$0.70=S\$4760 +GST

申込手順 For booking:

- ① ご予約は広告契約担当メイリンにご連絡ください。
Person in charge→ Ms Tan May Lin (Tel: 6591 8130 、 E-mail: maylin_t@jas.org.sg)
- ② お支払は小切手でお願い致します。
Mode of payment: by cheque
- ③ 広告原本を日本人会メイリン宛てで郵送をお願い致します。
Delivery of flyers: attention to Ms Tan May Lin at the Japanese Association, Singapore.
締切日は担当メイリンにご確認ください。
Please contact Ms Tan May Lin for enquiries on booking and delivery deadline.

シンガポール日本人会 会報「南十字星」広告審査基準

2019年7月9日

日本国内新聞社の「新聞広告掲載基準」、日本新聞協会の「折込広告取扱基準」ならびにシンガポール広告基準局の「広告業務に関するシンガポール法」を参考にし、社会的影響などを考慮した上で、以下項目に該当および抵触する広告については取扱いをお断りする場合があります。またそれらの言葉の扱いには文字の意味だけでなく文章の意図も含まれます。

1 責任の所在および内容が不明快な広告

- i. 広告主名の記載がなく、また広告主の所在地、事業名、電話番号等、連絡先の記載がないもの
- ii. 責任の所在が不明確なもの

2 虚偽または誤認される恐れのある広告

- i. 「日本一」、「シンガポール NO.1」、「業界一」等の最高・最大級の表現など誇大、不当な表示「絶対に」「確実に」等商品の性能、効能、効果を保証する断定的な表現を用いたもの
- ii. 虚偽、誤認、不当二重価格表示、おとり広告等、読者に不利益を与えらると思われるもの

3 法律や条令に触れると思われる広告

- i. 日本国内の法律や条令に加え、「景表法」（不当景品付販売・不当表示の禁止）「不正競争防止法」（コピー商品等の販売宣伝禁止）「労働基準法」「職業安定法」「男女雇用均等法」「雇用対策法」に違反するもの
- ii. シンガポールの法律や条令に違反するもの
- iii. 違法行為の重大性を軽視したり、見過ごしているもの

4 公序良俗を乱す表現の広告

- i. 扇情的な文言や写真、図柄、裸体を使ったもの
- ii. 民族間や宗教間の関係に限らず、愛国心や国家統一の重要性を軽視するもの
- iii. 日本およびシンガポールの国の政策や個人利益の目標を誤って解釈するもの
- iv. 日本およびシンガポール、または両国の生活水準に関して理解を歪曲するもの
- v. 日本およびシンガポールの国家的問題に関し、国民の影響について理解を歪曲するもの
- vi. 日本およびシンガポールが民主主義国家であるということを損なったり信用を傷つ

けるもの

- vii. 無配慮な行動を許容したり、肯定的な社会行動を軽視するもの

5 投機や射幸心を煽る広告

- i. 投機やいたずらに享樂的に射幸心を煽るもの
- ii. 社会的な秩序を乱すような反社会的なもの
- iii. シンガポールのギャンブルハウス法やその他の法律や条令に触れると思われるもの

6 名誉毀損やプライバシーの侵害などの恐れのある広告

- i. 一方的主張や意見、意図、表現が見られ、他者を誹謗して名誉、信用既存・業務妨害となる恐れのあるもの
- ii. シンガポールの名誉毀損法やその他の法律や条令に触れると思われるもの

7 係争化は予想される広告

- i. 政治問題や係争中の問題、社会問題、労働問題などで係争化が予想されるもの
- ii. 社会的な相違に関して対立的な方法を採用したり、対立を助長するもの
- iii. 国家的な問題や政治的な論争や争点を煽ったり悪用したりするもの

8 選挙運動の広告

- i. 日本国内において、選挙運動の広告は、公職選挙法の案件を備えたもの意外は頒布できない。また、選挙期間前でも立候補が予測されている人物の名前が記載されているもの、または支持団体の推薦などで、事前運動と推測されるものは頒布できない。
- ii. シンガポールの法律や条令に触れると思われるもの

9 弁護士の広告

- i. 弁護士及び外国特別会員の業務広告は日本弁護士連合会の「弁護士の業務広告に関する規定」および「外国特別会員の業務広告に関する規定」により定められた範囲外のもの
- ii. シンガポールの「法律業務法」、「法律業務広告規定」やその他の法律や条令に触れると思われるもの

10 医療関係の広告・医療品の広告・健康食品の広告・エステティックの広告

- i. 医療関係、医薬品、病院、医業の広告で日本国内の「薬事法」「医療法」「医薬品等適性広告基準」に触れると思われるもの
- ii. 不良商法とみなされるもの
- iii. 健康食品において医薬品的な効能、効果を表示しているもの。

- iv. 美顔、痩身等のエステティックの広告と思われるもの
- v. あたかも専門家のアドバイスや支援であるような間違った印象をあたえるもの（治療、診断、提携による処方箋や治療、防止老化等）
- vi. シンガポール医薬品法（広告と販売）、医薬品法、私立病院・私立医院に関する法律やその他の法律や条令に触れると思われるもの

11 不動産の広告

- i. 広告主の名称、所在地、販売物件の所在地、土地使用目的、建築の可否、建ぺい率、交通アクセス、価格、管理費、維持費、販売条件などが明確に記載されていないもの
- ii. 以下の内容で誤解や誇張をしているもの
 - イ) 土地自体や建物またはこれから建設される建物
 - ロ) 家具やアメニティ、建物や物件またはその周辺の外観
 - ハ) 法的所有権やその書式
 - ニ) 地役権
 - ホ) 開発計画、建物や公衆衛生の要求事項
 - ヘ) 税金、税率やその他の費用
 - ト) 価格や支払い条件、加算金（サービスの売値に加算される諸費用）
- iii. 日本国以内の宅地建物取引業法と不動産に表示に関する法制競争規約などの法律に触れると思われるもの

12 金融関係の広告

- i. 金融、貸金業に関し、日本国内の「貸金業規制関係法令」に基づき法令の条件または記載がなく規約に違反するもの
- ii. 抵当証券業、投資顧問業、金融先物取引業等の広告に関しての虚偽古代、誤認期待の恐れのあるもの
- iii. シンガポールの「金融会社法」「投資顧問法」「貸金業法」やその他の法律や条令に触れると思われるもの

13 その他

- i. シンガポール日本人会の品位を損ない、不利益になると判断されるもの
- ii. 日本およびシンガポールの著作権、肖像権、商標権、個人や会社の知的財産権等を侵害すると思われるもの
- iii. シンガポール日本人会が提供するホームページや告知板などその他の媒体による広告についても、上記と同様の基準を適応するものとする。
- iv. 南十字星では広告上にクーポン、類似のものの掲載は取扱っておりません。